

林外科・内科クリニック 施設基準に関する揭示事項

指定医療機関に関する事項

当院は、以下の指定医療機関になります。

- ・厚生労働大臣の定める基準に基づく保険医療機関
- ・労働災害保険指定医療機関
- ・生活保護指定医療機関
- ・結核予防法指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病医療機関

入院基本料に関する事項

当院では、看護職員 7 名以上を配置しています。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師・看護師が共同して患者さんの診療計画を策定し、文書によりお渡しします。

また、厚生労働大臣が定める院内感染対策・医療安全管理を行っています。

当院は九州厚生局長に下記の届出を行っています。（2024 年 9 月現在）

- 入院時食事療養(2)を算定
- 基本診療料の施設基準に係る届出
 - ◎有床診療所入院基本料 1
 - ・有床診療所一般病床初期加算
 - ・有床診療所急性期患者支援病床初期加算

- ・有床診療所在在宅患者支援病床初期加算
- ・夜間緊急体制確保加算
- ・医師配置加算 1
- ・夜間看護配置加算 2
- ・看取り加算
- ・看護補助配置加算 1

◎機能強化加算

◎外来感染対策向上加算

◎連携強化加算

◎医療 DX 推進体制整備加算

◎時間外対応加算 1

◎明細書発行体制加算

◎後発医薬品使用体制加算 1

●特掲診療料の施設基準に係る届出

◎がん性疼痛緩和指導管理料

◎二次性骨折予防継続管理料 3

◎下肢創傷処置管理料

◎在宅療養支援診療所 3

◎在宅時医学総合管理料

◎在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

◎在宅がん医療総合診療料

◎がん治療連携指導料

- ◎画像診断管理料加算 1
- ◎プログラム医療機器等指導管理料
- ◎16 列以上列未満のマルチスライス CT 撮影
- ◎運動器リハビリテーション料 2
- ◎外来・在宅ベースアップ評価（I）
- ◎入院ベースアップ評価料 24

明細書の発行について（明細書発行体制加算）

患者さんへの医療に関する情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

かかりつけ医としての取り組みについて（機能強化加算）

当院では、かかりつけ医として次のような取り組みを行っています。

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談をお受けします。必要な場合は、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護保険や福祉サービスの利用に関するご相談への対応を行っています。また、介護支援専門員・相談支援専門員からの相談に適時対応しています。
- ・夜間、休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ・日本医師会かかりつけ医機能研修制度応用研修会を修了しています。

長期処方・リフィル処方箋について（生活習慣病管理料）

- ・患者様の状態に応じて、28 日以上の長期の処方やリフィル処方箋の発行することが可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、患者さんの病状に応じて担当医が判断します。

一般名処方について（一般名処方加算・後発医薬品使用体制加算）

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

医療情報の取得・医療 DX の推進について（医療情報取得加算・医療情報 DX 推進体制整備加算）

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。マイナ保険証の利用を通じて患者さんの診療情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めています。

また、以下の通り医療 DX を通じて医療を提供できる体制を整えています。

- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧・活用できる体制
- ・マイナ保険証を利用できる体制
- ・電子処方箋を発行できる体制（猶予期間のため設備する予定）

発熱や感染症疑いの患者さんへの対応について（外来感染対策向上加算）

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱およびその他の感染症を疑わせるような症状がある患者さんの受入れを行っています。感染防止対策として一般の患者さんとの動線を分けた診療スペースを確保して対応しますので、受診前には必ずお電話でご連絡ください。

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。

- ・院内感染対策に関する研修や指導など、地元医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な 情報提供や助言を受け、院内感染対策の向上に努めています。
- ・当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

時間外の対応について（時間外対応加算 1 ・夜間早朝加算）

当医院では、診療時間外も医師と連絡が取れるような体制を取っています。診療時間外は、担当看護職員が対応いたします。

※診療時間外は時間に応じた時間外加算・深夜加算・休日加算を診察料に加算されます。

※土曜日 12：00～13：00 は夜間早朝加算が加算されます。